

# 令和7年度 久留米市会計年度任用職員採用試験案内

## 【 女性相談支援員 】

### 1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	職務内容	採用予定人員
女性相談支援員	配偶者等からの暴力や離婚、生活などさまざまな悩み等を抱えた女性の相談に応じ、助言や情報提供等を行うほか、関係機関と連携して支援を行います。(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条に規定する女性相談支援員) また、付随する業務として、公文書の作成・データ入力のほか、家庭子ども相談課の業務に関するものを含みます。	2人程度 ※定員に到着次第終了

- (1) 採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回ることがあります。
- (2) 久留米市が職員採用試験を同日に実施する他の試験区分との併願はできません。
- (3) 採用予定人数に達するまで募集を継続します。

### 2 受験資格

- (1) 普通自動車運転免許を有している人で、かつ、次に掲げる条件の1つを満たす人
  - ①社会福祉士の資格を有する人
  - ②精神保健福祉士の資格を有する人
  - ③社会福祉主事の任用資格を有する人
  - ④学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学において、児童福祉・社会福祉・児童学・心理学・教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人
  - ⑤婦人相談や母子相談など、女性問題に関する相談員の経験又はこれに準ずる経験を有する人
- (2) 国籍は問いません。なお、日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、3ページ10に記載しています。
- (3) 上記の受験資格があっても、次のいずれかに該当する人は、受験できません。
  - ①禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ②久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 試験の方法及び内容

区分	科目	方法及び内容	試験会場
第1次試験	書類審査	申込み時に提出された経歴等審査書により、職務に関する知識経験、表現力、企画力、人権意識について審査するもの	—
第2次試験	人権問題	人権に関する一般的な知識等について、択一式による筆記試験(5分)	会場：久留米市庁舎16階 (久留米市城南町15-3)
※1次試験合格者のみ実施	面接試験	面接を通じて女性相談支援員としてふさわしい人物かどうかを判定するもの	※詳細については第1次試験合格者に通知します。

## 4 選考日程・合格発表・採用日等

申込受付期間	1次試験合格発表	2次試験日時	最終合格発表	採用日
①令和7年3月19日 ～4月4日	令和7年4月11日 12時発表	令和7年4月19日 午前9時	令和7年4月23日 12時発表	令和7年5月1日
②令和7年4月7日 ～4月30日	令和7年5月9日 12時発表	令和7年5月17日 午前9時	令和7年5月22日 12時発表	令和7年6月1日
③令和7年5月1日 ～5月30日	令和7年6月6日 12時発表	令和7年6月14日 午前9時	令和7年6月19日 12時発表	令和7年7月1日

- (1) 試験の日程は予定です。変更があった場合は、受験者に別途お知らせします。  
(2) 順番によっては午後の面接試験となる場合がありますので、ご了承ください。

## 5 受験手続

### (1) 申込受付期間

①令和7年3月19日(水)～4月4日(金) 必着

②令和7年4月7日(月)～4月30日(水) 必着

③令和7年5月1日(木)～5月30日(金) 必着

※持参申込の場合は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- ・提出された応募書類は、一切返却いたしません。
- ・申込み記載事項に不正がある場合、公務員として相応しくない非違行為等が判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。また、採用後に不正が発覚した場合、非違行為等が判明した場合は、免職等になることがあります。
- ・定員に到達次第、募集は終了となります。書類を提出しても、選考を実施しない場合がありますので、ご注意ください。
- ・受験は令和7年度の選考につき1回に限ります。

### (2) 申込方法

「受験申込書(要写真添付)」、「資格経歴等審査書」、「受験票」に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。

#### ●持参する場合

久留米市子ども未来部家庭子ども相談課(久留米市役所16階)に持参

#### ●郵送する場合

封筒の表に「受験申込み」と朱書きし、裏に申込者の住所・氏名を明記したうえで、「久留米市子ども未来部家庭子ども相談課」宛てに、必ず特定記録又は簡易書留で送付してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。(受験票は85円の郵便はがきの裏に貼付し、表に受験票の送付先となる申込者の住所、氏名を記入してください。)

### (3) 受験票の交付

受験票は、持参の場合は受付時に交付し、郵送の場合は後日郵送します。第1次試験合格発表の2日前までに受験票が届かない場合又は紛失した場合は、久留米市子ども未来部家庭子ども相談課まで連絡してください。

## 6 第1次試験

受験手続をされた方全員を対象に、受験申込書及び資格経歴等調査書による第1次試験を実施します(但し、定員に到達した場合を除く)。第1次試験の合格発表は「4 選考日程・合格発表・採用日等」のとおりで、合格者の受験番号を久留米市のホームページに掲載するとともに、受験者全員に対して、その可否の結果を郵送により通知します。

## 7 第2次試験

第1次試験に合格された方は、「4 選考日程・合格発表・採用日等」のとおり、第2次試験を実施します。試験の詳細なスケジュールは、合格者に別途ご案内します。試験の日程及び会場は予定です。変更があった場合は、別途お知らせします。

## 8 最終合格者の発表および試験成績の開示

### (1) 最終合格者の発表

最終合格者の発表は「4 選考日程・合格発表・採用日等」のとおりで、合格者の受験番号を久留米市のホームページに掲載するとともに、受験者全員に対して、その可否の結果を郵送により通知します。なお、可否についての電話での問い合わせには対応しません。

### (2) 試験成績の開示

試験成績について、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- ①対象者 各試験の不合格者（各試験において、すべての科目を受験した人に限ります。）
- ②請求方法 「受験票」「本人であることを示す書類（運転免許証等）」を、久留米市子ども未来部家庭子ども相談課まで持参してください。
- ③開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。
- ④開示期間 合格発表の日から1か月間

## 9 採用候補者名簿への登載及び任期等

任期等
最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として採用日から令和8年3月31日まで任用されます。なお、勤務成績が良好で公務の運営上必要があるときは、原則2回最大4回まで再度の任用をする場合があります。（最長令和12年3月31日まで） 採用候補者名簿の有効期限は作成日から1年間です。この間に採用とならない場合があります。

## 10 日本国籍を有しない人の受験資格等

### (1) 受験資格

- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

### (2) 試験の方法及び内容

全ての試験において、日本語による出題・質問で、それらに対する解答・応答もすべて日本語で行っていただきます。

### (3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

- 公権力の行使に該当する職務  
(例) 市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、開発行為の監視・規則、建築基準法に基づく許可、違反建築物に対する命令、食品衛生監視
- 公の意思の形成への参画に携わる職  
市政方針や政策決定等に関与し、権力を持って意思決定を行う職をいい、原則として、課長級以上の職を指します。

## 11 給与及び主な勤務条件

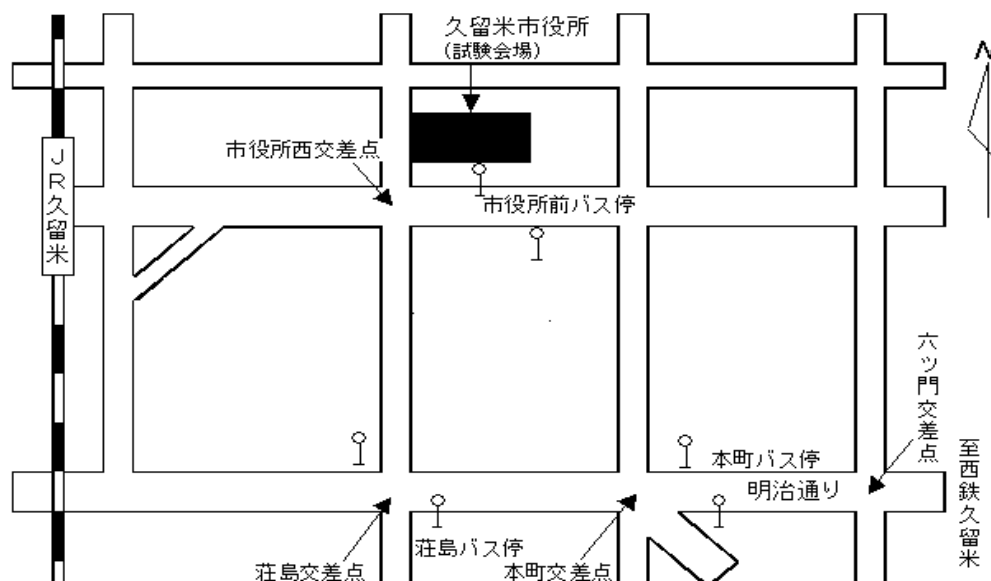
種 類	会計年度任用職員（女性相談支援員）
給 与	報酬月額：219,450円 諸 手 当：期末手当、勤勉手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、通勤手当あり。 年 額：約313万円～340万円 ※給与年額の例は、令和7年4月1日採用を基準とした報酬と期末手当の合計です。採用日により給与年額は異なります。その他の手当は含まれていません。
勤務時間	1日7時間（週35時間） 午前8時30分から午後5時15分の間の指定する時間
休日等	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
休暇等	年次有給休暇、特別休暇、育児休業等があります。
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険
勤務地等	久留米市役所本庁（子ども未来部家庭子ども相談課）

- (1) 上記金額は給与改定等により変更になることがあります。  
(2) 通勤手当は、通勤手段・距離に応じて金額を決定します。

## 12 受験申込先及びお問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市子ども未来部家庭子ども相談課  
【電話】0942-30-9063（直通） 【FAX】0942-30-9718  
【メールアドレス】katei@city.kurume.lg.jp

## 13 試験会場（久留米市役所） 案内図（所在地：久留米市城南町15-3）



久留米市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR久留米駅から徒歩約10分程度</li> <li>・ 西鉄久留米駅からJR久留米駅、高専、大学病院方面行きバスで、市役所前バス停下車</li> </ul>
--------	---